

6. アルコール飲料の妊婦及び胎児への影響

(1) 説明

日本では、近年、女性の飲酒が急増している。世論調査によれば、20代の女性の飲酒率は1968年の24%から87年には54%と2倍以上に伸び、2000年の東京都の調査では74%にまで至っている。しかしながら、妊娠中の飲酒のリスクについて、日本ではあまり知られておらず、2000年の乳幼児身体発育調査では18.1%の妊婦が妊娠中に飲酒している。

米国では、1981年に「妊娠中の女性（あるいは妊娠の可能性のある女性）は、アルコール飲料を摂らないよう、さらに、食品や薬品のアルコール含有量を認識するよう勧告する」という公衆衛生局長官の勧告が出されているほか、法律によって、すべてのアルコール飲料に「先天性障害の危険性があるため、妊娠中の女性はアルコール飲料を飲んではいけません」という警告表示が付けられている。

（食品安全委員会に提出された要望書より抜粋）

(2) 参考

ビール酒造組合（大手5社）は、本年6月以降に生産する酒類製品のラベルや缶表面に妊婦への悪影響等の自主表示の実施を予定している。また、日本酒造組合中央会、日本洋酒輸入協会、日本蒸留酒酒造組合及び日本ワイナリー協会においても、同様の自主表示を行うこととしている。

「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）について」（平成12年2月健康日本21企画検討会・計画策定検討会報告書）においては、胎児性アルコール症候群の問題を挙げ、アルコールと健康との関係について正確な知識を普及することが必要であるとされている。

（食品安全委員会事務局調べ）